藤枝市立総合病院広告付き案内板設置事業者募集要領

１　事業目的

提携医療機関情報及び地図情報並びに広告枠が一体となった広告付き案内板を作成・設置するとともに、同広告枠に掲載する事業者等の広告主を募集し、広告を掲載する。

２　募集内容

「藤枝市立総合病院広告付き案内板設置業務仕様書」のとおり

３　施設の概要

（１）所在地　　藤枝市駿河台４丁目１番 11 号

（２）設置場所　１階玄関ホール（別紙１のとおり）

４　応募資格

次の要件を全て満たしていることが必要です。

（１）　藤枝市税に未申告及び滞納がないこと。

（２）　地方自治法施行令第１６７条の４の規定により、一般競争入札への参加を制限されていないこと。

（３）　「藤枝市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱」に基づく入札参加停止期間中でないこと。

（４）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取り消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

（５）　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び精算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

（６）自治体における広告付き周辺地図案内板の設置実績を有すること。

５　提案条件等

（１）　設置期間

設置日から５年間とし、以後申し出のない限り１年毎の自動更新とします。

ただし、設置期間内であっても、工事やレイアウト変更等に伴い、設置場所の変更や、

本広告事業の中断、中止をすることがあります。

（２） 提案金額

提案金額は、通年（１年間、消費税抜き）とします。

市立病院に係る行政財産の目的外使用料は別途納付としますので、提案金額には含まないでください。

（３） その他

その他の提案条件については、「藤枝市立総合病院広告付き案内板設置業務仕様書」を確認してください。

６ 応募方法

応募にあたっては、現地の状況を確認の上、お申込ください。

申込書及び募集要領等に関する質問書、その他書類の提出

ア 提出期間

令和２年８月３日（月）から令和２年８月３１日（月）まで

（午前９時００分から午後５時００分まで。土日祝日を除く）

イ 提出先

静岡県藤枝市駿河台４丁目１番１１号 藤枝市立総合病院 事務部 病院総務課

ウ 提出方法

期間内に申込書（様式１）と募集要領等に関する質問書（様式２）及び提案書（様式３）を提出先へ持参してください。なお、電話・訪問等による個別の質問には対応いたしません。

藤枝市立総合病院は、申込み内容を審査し審査結果と質問書の回答を、申込書を提出した全ての事業者に対し、令和２年９月３０日（水）までに電子メールで送付します。

※郵送、ファクシミリ、電子メールによる受付はいたしませんので、ご注意ください。

エ 提出書類

以下の書類を提出してください。

① 申込書（様式１）

② 質問書（様式２）

③ 提案書（様式３）

④ 会社概要（パンフレット等、会社の概要が分かる資料）

⑤ 企画詳細

⑥ 類似業務の実績を示す資料

⑦ 事業者の広告審査体制

⑧ 設置までの作業スケジュール表

⑨ 問い合わせや機器等の故障への対応体制

⑩ 法人関係資料

（納税証明書（本社所在地分）法人税及び地方消費税（その３の3）、商業登記簿謄

本（履歴事項全部証明書））

※証明書等は発行後３か月以内のもの

※各提出書類は、パンフレット等を除きＡ４サイズとしてください。

オ　提出書類の取扱い

提出書類の取扱いは次によります。

①　提出書類の著作権は参加者に帰属します。ただし藤枝市が本件の報告、説明、公表等の為に必要な場合は提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

②　提出書類は一切返却しません。

③　本案件に係る公文書の公開の請求があった場合は、藤枝市公文書公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があります。

※提出書類は封筒に社名を記載して、封印した状態でご提出ください（割印不要）。

7　事業者の決定方法等

（１）　提出された書類に基づき審査を行い、仕様書の条件を満たしている事業者のうち、広告料の最も高い１者に決定します。（提案金額同額の場合は、抽選により決定します。）

（２）　事業者決定結果については、市立病院のホームページで結果を公表します。なお、審査の経緯の公表はいたしません。

（３）　決定された事業者は、藤枝市との間で広告掲出に係る契約を取り交わすとともに、藤枝市役所の使用に係る行政財産の目的外使用許可申請を行うものとします。

8　失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

（１）　応募資格要件を満たしていない場合

（２）　提出書類に虚偽の記載があった場合

（３）　募集要項等で示された提出期日、提出場所、提出方法、提出書類作成上の留意事項等条件に適合しない書類の提出があった場合

9　担当窓口

藤枝市立総合病院　事務部　病院総務課　施設係

〒426－8677　藤枝市駿河台４丁目１番11号　電話　054-646-1155